

新会計基準解説

改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の概要

企業会計基準委員会 専門研究員 白府慶士

I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年6月2日に以下の改正企業会計基準及び改正移管指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表した¹。

- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「2026年改正金融商品会計基準」という。）
- 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「2026年改正金融商品実務指針」という。また、以下、2026年改正金融

商品会計基準及び2026年改正金融商品実務指針を合わせて「2026年改正金融商品会計基準等」という。）

- 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「2026年改正連結会計基準」という。）

本稿では、本会計基準等の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

II 本会計基準等の公表の経緯

2026年改正前の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、金融資産の譲渡において、その譲受人が金融商品会計基準（注4）の要件を充たす特別目的会社である場合、当該特別目的の会社が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして金融商品会計基準第9項(2)の金融資産の消滅の認識要件を適用することとされていた。

この点に関して、特別目的会社に対して貸付

けが行われる事例があることを踏まえて、「証券」の範囲を明確化することが公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に提案された。当該テーマ提案に関して2024年11月に開催された第52回企業会計基準諮問会議において議論が行われ、2024年12月に開催された第537回企業会計基準委員会において譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することが企業会計基準諮問会議よりASBJに提言さ

¹ 本会計基準等の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asbj-j.jp/accounting_standards/y2026/2026-0602.html）を参照のこと。